

## 障害者施設等生産性向上推進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、障害者施設等生産性向上推進事業（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 物価高の影響を受ける障害者施設等に対し、見守り機器等の導入（通信環境整備を含む）、ICT機器の導入を支援し、直接処遇職員等の賃上げや職場環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条

- (1) この要項において、「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (2) この要項において、「共同生活援助事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- (3) この要項において、「居宅介護事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。
- (4) この要項において、「重度訪問介護事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。
- (5) この要項において、「短期入所事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。
- (6) この要項において、「重度障害者等包括支援事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。
- (7) この要項において、「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。
- (8) この要項において、「障害福祉サービス事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者をいう。
- (9) この要項において、「障害児支援事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する「障害児通所支援事業」又は児童福祉法第7条第2項に規定する「障害児入所支援」を行う者をいう。
- (10) この要項において、「直接処遇職員」とは、第1号から第9号までの各号に掲げる障害者施設等に

従事し、要援護者に対し直接的に支援を行う者をいう。

(交付の対象)

第4条 次の各号に掲げる指定障害福祉サービス等を運営する者のうち、交付申請を行う時点において「福祉・介護職員等処遇改善加算」の算定を受けている者であって、別表1及び2に定める補助要件を満たす者を交付対象とする。ただし、国又は地方公共団体（一部事務組合を含む。）を除く。

(1) 見守り機器等の導入支援

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者とする。

なお、障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者においては見守り機器と併せて通信環境整備をする場合は、補助上限額内で通信環境整備に係る経費も対象とする。

(2) ICT機器の導入支援

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、障害児支援事業者とする。

(補助対象経費、交付額の算出方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及びその算出方法は、別表1及び2に定める基準により交付するものとする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

なお、申請にあたっては、「いばらき電子申請・届出サービス」による申請を原則とするが、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて申請することもできるものとする。

(交付決定の通知)

第7条 この補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ期間)

第8条 この補助金の交付決定後、申請の取下げを行う場合には、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内に行うものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定がなされた場合において、事業者に対し次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受

けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(6) 第1号から第3号までに掲げる条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### (変更交付申請)

第10条 この補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

第11条 第6条による補助金の交付決定を受けた者は、この補助金による事業が完了したとき(事業を中止し、又は廃止した時を含む。)は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和7年1月31日のいずれか早い日までに、「いばらき電子申請・届出サービス」により報告又は、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第12条 この補助金の交付額の確定は、交付額確定通知書(様式第5号)により行うものとする。

#### (補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について茨城県に返還を命ずるものとする。

#### (事業に関する報告等)

第14条 補助金の交付を受けた者は、この補助金による事業が完了した翌年度に、知事へ導入効果等を報告するものとする。

なお、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

#### (書類の提出部数)

第15条 この要項により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

#### 付 則

この要項は、令和6年11月1日から施行する。